平成24年5月8日 規 第 6 4 号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程(平成22年規第1号)の一部を次のように改正する。

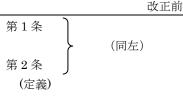


第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。



- 第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
  - ニ コンプライアンス推進部長並びに総務部人事課長、 教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及 び国際交流課長
  - 三 輸出管理マネージャー
  - 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

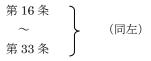


第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構及び情報シナジー機構をいう。



- 第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
  - ニ コンプライアンス推進部長並びに総務部人事課長、 教育・学生支援部留学生課長、財務部資産・調達管理 課長及び国際交流課長
  - 三 輸出管理マネージャー
  - 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人



附則

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15 条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。